

「財産を支払手段として使用することについて」の  
審議に伴う参考資料について

1. 経過

東部丘陵線整備事業に伴い発生する約200万 $\text{m}^3$ の建設発生土の処分については、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定した。

今回契約候補者とした近畿砂利協同組合の提案内容については、砂利採取事業者が建設発生土を資源化して使用することにより、砂利採取地からの搬出量を抑制するとともに、原材料としての価値を処分に要する費用の一部に充当することで経費の削減を図るという内容である。

これは、市の財産を支払手段に使用することであり、地方自治法の規定により、議決を要するものである。

(参考)

財産を支払手段として使用する、とは「普通地方公共団体の債務は元来予算に計上して金銭で弁済すべきであるが、例外的に予算上の措置をしないで財産を直接処分することにより決済すること（『地方自治法逐条解説』より抜粋）」とされている。

2. 議案の内容

富野長谷山建設発生土処分事業に要する費用340,000千円のうち292,000千円について、富野長谷山他地内の土砂200万 $\text{m}^3$ （1 $\text{m}^3$ あたり146円）をもって現金の支払いに代えることについて、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項に基づき議決を求めるものである。

### 3. 予算の計上方法

#### (ア) 契約候補者から提出された内訳書の内容

	名 称	金 額	備 考
1	原石評価額（購入額）	292,000,000 円	146 円 / m <sup>3</sup>
2	作業経費等	442,000,000 円	
	① かき上げ・整地費 （各事業所搬入分）	70,000,000 円	
	② かき上げ・整地費 （共通保管場所搬入分）	202,000,000 円	
	③ 共通保管場所借地料	116,205,000 円	
	④ 積込費	54,000,000 円	
	⑤ 端数值引	△ 205,000 円	
3	管理経費	22,000,000 円	
	必要経費合計	464,000,000 円	2 + 3
	事業所負担金	△ 124,000,000 円	
A	工事費合計	340,000,000 円	
	差引見積額	48,000,000 円	A - 1

#### (イ) 必要となる予算

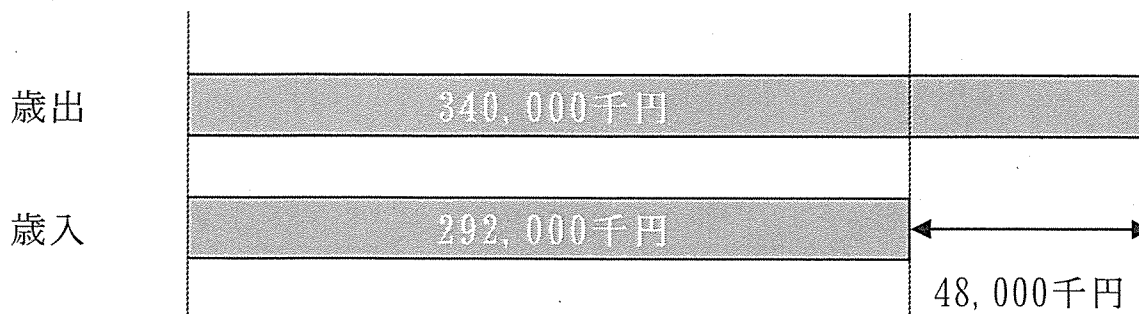
上記の内訳では、Aの工事費合計340,000千円が市の債務であるが、この内、1の原石評価額292,000千円分を現金ではなく、現物の受け渡しにより支払う。

この結果、市が現金で支払うべき債務の残額は最下段の差引見積額48,000千円で、予算計上は歳出48,000千円となる。

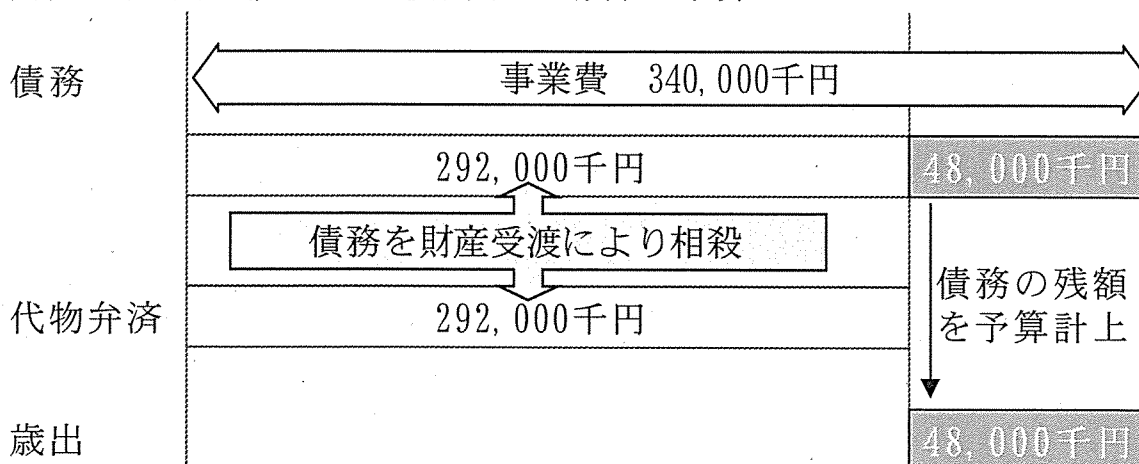
次の参考図はこれを図示したものである。

< 参考図 >

一般的な予算のイメージ



財産を支払手段として使用する場合の予算



(ウ) 予算計上時期

本件は、東部丘陵線の整備事業にあわせて令和3年度から令和5年度にかけて実施する事業であり、事業の終了及び支払いは令和5年度を予定している。

そのため、歳出予算48,000千円の予算計上は令和5年度を予定しており、令和3年度では本議案の議決を前提として48,000千円の債務負担行為設定を本議会にて提案している。

(エ) 今後のスケジュール

令和3年度	6月24日	建設常任委員会でプロポーザル実施を報告
	7月1日	プロポーザル提案募集開始（～7/31）
	9月13日	近畿砂利協同組合を契約候補者と決定
	9月24日	建設常任委員会で契約候補者決定を報告
	10月12日	財産を支払手段に使用すること及び債務負担行為（補正予算）の議案提出
	11月	（上記議決後）契約締結
	12月	京都府との砂利採取法第43条協議完了
	1月～	砂利採取法協議に基づく掘削の開始 （～令和5年度）
令和4年度	通年	事業継続
	3月	3月議会 令和5年度当初予算48,000千円の歳出予算を計上
令和5年度		事業終了後、必要な事務処理を経て支払い